目次 昭和四十八年法律第百十一号 公害健康被害の補償等に関する法律

総則 (第一条・第二条)

補償給付

第一節 第二節 療養の給付及び療養費 (第十九条 通則(第三条—第十八条) 第二十四条

第三節 障害補償費(第二十五条—第二十八

第五節 第四節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料 遺族補償費及び遺族補償一時金 一十九条—第三十八条) (第

第六節 補償給付の制限等(第四十二条・第 四十三条

(第三十九条—第四十一条)

第七節 公害保健福祉事業(第四十六条) 条·第四十五条) 公害健康被害認定審查会(第四十四

第四章 第一節 費用 費用の支弁及び財源(第四十七条 第五十一条)

第二節 汚染負荷量賦課金(第五十二条—第 特定賦課金(第六十二条—第六十七 六十一条)

第三節

第五章 第四節 公害健康被害予防事業(第六十八条 第百五条) 補則 (第六十七条の二)

不服申立て

節認定又は補償給付の支給に関する処 分に対する不服申立て (第百六条-第百八条)

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審 査請求(第百九条・第百十条)

第三節 第 款 公害健康被害補償不服審查会 設置及び組織(第百十一条—第百

第一 款 審査請求の手続(第百二十六条 第百三十五条) 一十五条)

附則 第八章 第七章 罰則 雑則 (第百四十五条—第百五十条) (第百三十六条—第百四十四条)

章 総則

第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動 (目的)

> とを含む。以下同じ。)の影響による健康被害 つ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的 の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響によ 汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化するこ ことにより、健康被害に係る被害者等の迅速か る健康被害を予防するために必要な事業を行う に係る損害を塡補するための補償並びに被害者

(地域及び疾病の指定)

2 第二条 この法律において「第一種地域」とは、 とがない疾病が多発している地域として政令で る著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じ、そ る疾病(次項に規定する疾病を除く。)が多発 わたる著しい大気の汚染が生じ、その影響によ 事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲に 定める地域をいう。 の原因である物質との関係が一般的に明らかで の影響により、当該大気の汚染又は水質の汚濁 活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわた している地域として政令で定める地域をいう。 この法律において「第二種地域」とは、事業 かつ、当該物質によらなければかかるこ

3 疾病を定めなければならない。 前二項の政令においては、あわせて前二項の

4 町 環境審議会並びに関係都道府県知事及び関係市 定又は改廃の立案をしようとするときは、中央 環境大臣は、前三項の規定に基づく政令の制 '村長の意見を聴かなければならない。

第二章 補償給付 第一節 通則

(補償給付の種類等)

第三条 第一条に規定する健康被害に対する補償 のため支給されるこの法律による給付(以下 「補償給付」という。)は、次のとおりとする。 療養の給付及び療養費

障害補償費

遺族補償費

五. 児童補償手当 遺族補償一時

療養手当

葬祭料

2 給付は、月を単位として支給するものとし、 の支払は、定期的に行なう。 (認定等) 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる補償 そ

第四条 第一種地域の全部又は一部を管轄する都 道府県知事は、当該第一種地域につき第二条第

ては、公害健康被害認定審査会の意見をきかな病にかかつていると認められるかどうかについの認定を行なう。この場合においては、当該疾 三項の規定により定められた疾病にかかつてい のの申請に基づき、当該疾病が当該第一種地域 ると認められる者で次の各号の一に該当するも における大気の汚染の影響によるものである旨 いればならない。

おいて同じ。)が疾病の種類に応じて政令で内に住所を有した期間を含む。以下この項に 当該第一種地域の区域内に住所を有した期間 を有しており、かつ、申請の時まで引き続き申請の当時当該第一種地域の区域内に住所 る期間以上である者 有した期間が疾病の種類に応じて政令で定め 内において当該第一種地域の区域内に住所を き続く疾病の種類に応じて政令で定める期間 定める期間以上であり、又は申請の時まで引 規定により定められた他の第一種地域の区域 により定められた疾病と同一の疾病が同項の(当該第一種地域につき第二条第三項の規定

ことが常態であつた期間が疾病の種類に応じ て政令で定める期間以上である者 じて政令で定める期間以上であり、又は申請下この項において同じ。)が疾病の種類に応 で過ごすことが常態であつた期間を含む。以定により定められた他の第一種地域の区域内より定められた疾病と同一の疾病が同項の規 上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごす 定める期間内において一日のうち指定時間以 の時まで引き続く疾病の種類に応じて政令で 当該第一種地域につき第二条第三項の規定に 第一種地域の区域内で過ごすことが常態であ き続き一日のうち指定時間以上の時間を当該 すことが常態であり、かつ、申請の時まで引 以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ご つた期間(一日のうち指定時間以上の時間を (以下この条において「指定時間」という。) 申請の当時一日のうち政令で定める時間

域の区域内で過ごすことが常態であり、かり、又は指定時間以上の時間を当該第一種地 当該第一種地域の区域内に住所を有してお が、政令で定めるところにより、疾病の種 の区域内で過ごすことが常態であつた期間と 期間と指定時間以上の時間を当該第一種地域 域の区域内で過ごすことが常態であり、 つ、当該第一種地域の区域内に住所を有した に応じて算定した期間以上である者 前二号に該当する者を除き、申請の当時、

2 後段の規定は、この場合について準用する。 影響によるものである旨の認定を行なう。 第二種地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の 認められる者の申請に基づき、当該疾病が当該 の規定により定められた疾病にかかつていると 県知事は、当該第二種地域につき第二条第三項 第二種地域の全部又は一部を管轄する都道府

の権限は、当該市の長が行なう。 は、第一項又は前項の規定による都道府県知事 の区域内にある場合には、その区域について 都道府県知事(前項の政令で定める市にあつ

政令で定める市 (特別区を含む。以下同じ。)

第一種地域又は第二種地域の全部又は一部が

者」という。) に対し、公害医療手帳を交付す 基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定 該認定を受けた者(第六条の規定による申請に 単に「認定」という。)を行なつたときは、当 に第百十九条第五項を除き、以下本則において 項、第五十二条第一項、第六十二条第一項並び 第十三条第二項、第四十九条第一項及び第二 じ。)は、第一項又は第二項の認定(第六項、 十八条まで及び第百四十三条を除き、以下 ては、当該市の長とする。第四十五条から第四

5 その効力を生ずる。 認定は、その申請のあつた日にさかのぼつて

項の認定とみなす。 たときは、当該疾病について現に受けている第 当該他の都道府県知事に対しその旨の届出をし 内で過ごすことが常態となつた場合において、 又は一日のうち指定時間以上の時間をその区域 轄に属する第一種地域の区域内に住所を移し、 できない。ただし、同一の疾病が第二条第三項 ついては、重ねて第一項の認定を受けることが の規定により定められた他の都道府県知事の管 一項の認定は、当該他の都道府県知事がした同 第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病に

第五条 認定の申請をした者が認定を受けないで その死亡した者の第三十条第一項に規定する遺 とができる者であるときは、都道府県知事は、 第一項又は第二項の規定により認定を受けるこ 死亡した場合において、その死亡した者が前条 請に基づき、その死亡した者が認定を受けるこ はその死亡した者について葬祭を行なう者の申 族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者又 とができる者であつた旨の決定を行なう。

病に係る認定を更新する。 おいても継続すると認めるときは、

2 死亡の日から六月以内に限り、することができ 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の | 3

各号中「申請」とあるのは「死亡」と、同条第 の死亡の日から六月以内に限り、することがで 域又は第二種地域の指定の日から一年以内でそ れらの規定による認定の申請は、当該第一種地 れらの規定を適用する。この場合において、こ いて葬祭を行なう者の申請」と読み替えて、こ 第一項各号に掲げる者又はその死亡した者につ 十条第一項に規定する遺族若しくは第三十五条 いた」と、「者の申請」とあるのは「者の第三 二項中「かかつている」とあるのは「かかつて た者について葬祭を行なう者の申請」と、同項 三十五条第一項各号に掲げる者又はその死亡し のの第三十条第一項に規定する遺族若しくは第 つていた」と、「ものの申請」とあるのは「も 条第一項中「かかつている」とあるのは「かか 申請をしないで死亡した場合においては、第四 ると認められる者が当該指定疾病に関し認定の 病(以下「指定疾病」という。)にかかつてい る死亡した者は、認定を受けたものとみなす。 第一項の決定があつたときは、同項に規定す 第二条第三項の規定により定められた疾 3 2 きる。

(認定の有効期間)

第七条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で は、この限りでない。 定める期間内に限り、その効力を有する。ただ 政令で定める指定疾病に係る認定について |第十条 補償給付の請求は、認定の申請がされた

当該認定の有効期間を定めることができる。 意見をきいて、前項の規定にかかわらず、別に いと認めるときは、公害健康被害認定審査会の 疾病が有効期間の満了前になおる見込みが少な 定められた指定疾病に係る被認定者の当該指定 (認定の更新) 都道府県知事は、認定にあたり、有効期間が

る

2 第八条 前条第一項又は第二項の規定により有効 意見をきき当該指定疾病が有効期間の満了後に つた場合において、 いときは、当該被認定者は、都道府県知事に対 定疾病が有効期間の満了前になおる見込みがな 期間が定められた被認定者の当該認定に係る指 都道府県知事は、 認定の更新を申請することができる。 公害健康被害認定審査会の 前項の規定による申請があ

> 認定について準用する。 前条の規定は、前項の規定により更新される

第八条の二 前条第一項の規定による申請をする ことができる者が、災害その他やむを得ない理 前に当該申請をすることができなかつたとき 由により当該申請に係る認定の有効期間の満了 内に限り、当該認定の更新を申請することがで は、その者は、その理由のやんだ日から二月以

る認定について準用する。この場合において、 満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み 同条第一項中「政令で定める期間内」とあるの 日の翌日にさかのぼつてその効力を生ずる。 された認定は、前項に規定する有効期間の満了 係る認定を更新する。この場合において、更新 は、「第八条の二第一項に規定する有効期間の おいても継続すると認めるときは、当該申請に 意見を聴き当該申請に係る指定疾病がその後に つた場合において、公害健康被害認定審査会の 第七条の規定は、前項の規定により更新され 都道府県知事は、前項の規定による申請があ 3

第九条 都道府県知事は、公害健康被害認定審査 なおつたと認めるときは、認定を取り消すもの 会の意見をききその認定に係る者の指定疾病が 替えるものとする。 (認定の取消し)

(補償給付の請求)

とする。

第十一条 定期的に行なう補償給付の支給は、そ 2 支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わ あつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。 の請求があつた日の属する月の翌月から始め、 後は、認定前であつても、することができる。 (支給期間及び支払期月) 補償給付を支給する旨の処分は、その請求の

2 月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、そ れぞれの前月及び前前月の分を支払う。ただ の期の補償給付は、その支払期月でない月であ 又は支給すべき事由が消滅した場合におけるそ し、前支払期月に支払うべきであつた補償給付 つても、支払うものとする。 定期的に行なう補償給付は、毎年二月、 兀

(未支給の補償給付)

当該指定疾

第十二条 補償給付を受けることができる者が死 亡した場合において、 その死亡した者に支給す

> ことができる。 その者の死亡の当時その者と生計を同じくして べき補償給付でまだその者に支給していなかつ あつた者を含む。以下この章において同じ。)、 たものがあるときは、その者の配偶者(届出を いたものは、自己の名で、その支給を請求する 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、 していないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

2 順位は、前項に規定する順序による。 未支給の補償給付を受けることができる者の

なし、その一人に対してした支給は、全員に対 求は、全員のためその全額につきしたものとみ 位者が二人以上あるときは、その一人がした請 してしたものとみなす。 未支給の補償給付を受けることができる同順

|第十三条 補償給付を受けることができる者に対 る。 合を除く。)においては、都道府県知事は、そ 場合(次条第二項に規定する場合に該当する場 し、同一の事由について、損害の塡補がされた の価額の限度で補償給付を支給する義務を免れ (補償給付の免責等)

2 る金額の全部又は一部を支払うことができる。 設等設置者の請求に基づき、その者に対し、そ 法人環境再生保全機構(以下「機構」という。) の免れることとなつた補償給付の価額に相当す の支給の原因となつた行為に基づく損害を塡補 は、政令で定めるところにより、当該補償給付 義務を免れることとなつた補償給付が第四条第 した第五十二条第一項に規定するばい煙発生施 (他の法律による給付等との調整) 項の認定に係るものであるときは、独立行政 前項の規定により都道府県知事がその支給の

2 前項の政令で定める法令の規定により同一の 償給付を支給する義務を免れる。この場合にお 令で定めるところにより、その価額の限度で補 がされた場合においては、都道府県知事は、政 事由について補償給付に相当する給付等の支給 すべき者は、その支給された補償給付の価額の の限度で、当該都道府県知事に対し、当該給付 県知事が補償給付を支給する義務を免れた価額 いて、当該給付等を支給した者は、当該都道府 限度で当該給付等を支給する義務を免れる。 について当該補償給付に相当する給付等を支給 は、政令で定める法令の規定により同一の事由

(不正利得の徴収)

|第十五条 偽りその他不正の手段により補償給付 の支給を受けた者があるときは、都道府県知事

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、補償給付として 支給を受けた金品を標準として、課することが できない。

(環境省令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申 事項は、環境省令で定める。

(療養の給付) 第二節

定者の指定疾病について、 付を行なう。 診察 薬剤又は治療材料の支給

Ŧi.

第十四条 補償給付の支給がされた場合において

六

う世話その他の看護

等の価額に相当する金額を求償することができ

2 又は一部を徴収することができる。 (受給権の保護) 給付の支給に要した費用に相当する金額の全部 は、国税及び地方税に次ぐものとする。 は、国税徴収の例により、その者からその補償 前項の規定による徴収金の先取特権の

第十六条 補償給付の支給を受ける権利は、 ない。 渡し、担保に供し、 又は差し押えることができ

請その他の補償給付に関する手続に関し必要な

療養の給付及び療養費

第十九条 都道府県知事は、 その認定に係る被認 次に掲げる療養の給

伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴 居宅における療養上の管理及びその療養に 医学的処置、手術及びその他の治療

2 する。 療手帳を提示して、当該機関から受けるものと る療養の給付を受けようとするときは、自己の 選定する次条に規定する公害医療機関に公害医 被認定者が前項第一号から第五号までに掲げ

(公害医療機関)

第二十条 療養の給付を取り扱う者(以下「公害 道府県知事に対し公害医療機関とならない旨を 医療機関」という。)は、次に掲げるもの(都 申し出たものを除く。)とする。

関及び保険薬局 六十三条第三項第一号に規定する保険医療機 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第

号)第三十四条第二項に規定する指定医療 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四

薬局であつて環境省令で定めるもの 診療所(これらに準ずるものを含む。)又は 前二号に掲げるもののほか、病院若しくは

(公害医療機関の義務)

第二十一条 公害医療機関は、環境大臣の定める ところにより、療養の給付を担当しなければな

知事の行なう指導に従わなければならない。 ての療養の給付に関し、環境大臣又は都道府県 公害医療機関は、被認定者の指定疾病につい (診療方針及び診療報酬)

第二十二条 て定めるところによる。 [は、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴い 公害医療機関の診療方針及び診療報 2

(診療報酬の審査及び支払)

第二十三条 あつたときは、都道府県又は第四条第三項の政計・11十三条 公害医療機関から診療報酬の請求が これを支払うものとする。 診療報酬を審査して、診療報酬の額を決定し、 令で定める市は、当該請求に係る診療内容及び

務上知ることのできた秘密を漏らしてはならな 務を政令で定める者に委託することができる。 都道府県又は第四条第三項の政令で定める市 第一項の規定による審査をした者は、その職 前項の規定による審査又は支払に関する事

(療養費の支給)

うことが困難であると認めるとき、又は被認定 は、当該被認定者の請求に基づき、療養の給付 た場合において、その必要があると認めるとき の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受け 療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他 者が緊急その他やむを得ない理由により公害医 に代えて、療養費を支給する。 都道府県知事は、療養の給付を行な

由によるものと認めるときは、当該被認定者の示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理 提示しないで公害医療機関から診療又は薬剤の 請求に基づき、 支給を受けた場合において、公害医療手帳を提 都道府県知事は、被認定者が公害医療手帳を 療養の給付に代えて、療養費を

3 基づき定められた診療報酬の例により算定す 前二項の療養費の額は、第二十二条の規定に

> ができない。 る。ただし、現に要した費用の額をこえること

とができない。 ができる時から二年を経過したときは、 療養費の支給の請求は、その請求をすること するこ

2

4

障害補償費

(障害補償費の支給)

第二十五条 都道府県知事は、その認定に係る被 認定者(政令で定める年齢に達しない者を除 当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認 める障害の程度に該当するものであるときは、 定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応 く。) の指定疾病による障害の程度が政令で定 じた障害補償費を支給する。

中央環境審議会の意見を聴かなければならな の制定又は改廃の立案をしようとするときは、 環境大臣は、前項の障害の程度を定める政令

(障害補償費の額)

第二十六条 障害補償費の額は、被認定者の障害 る障害の程度に該当するものである場合にあつ の政令で定める障害の程度のうち最も重度であ 障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得 補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の 算した額)とする。 た額(指定疾病による障害の程度が前条第一項 ては、その額と政令で定める介護加算額とを合

2 見を聴いて定める。 ころにより、環境大臣が、中央環境審議会の意 水準その他の事情を考慮して、政令で定めると 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金

(併給の調整)

第二十七条 二以上の指定疾病に係る二以上の障 月額(一又は二以上の指定疾病につき前条第一 当する額の障害補償費は、支給しない。 令で定めるところにより、そのこえる部分に相 支給する当該二以上の障害補償費の額を合算し 護加算額とを合算した額)をこえるときは、政 補償標準給付基礎月額と同項の政令で定める介 償費を受けることができる者にあつては、障害 項の規定により介護加算額が合算された障害補 た額が、当該被認定者の障害補償標準給付基礎 害補償費を受けることができる一の被認定者に

(障害補償費の額の改定等)

第二十八条 障害補償費の支給を受けている者 定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごと は、当該指定疾病による障害の程度につき、指

> 命じたときも、同様とする。 特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を 都道府県知事の診査を受けなければならな 都道府県知事が、障害補償費の支給に関し

項の政令で定める障害の程度に該当しないとき 害の程度に該当するときは新たに該当するに至程度が第二十五条第一項の政令で定める他の障 は障害補償費の支給を打ち切るものとする。 害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同 被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の 度と異なると認める場合においては、公害健康 つた同項の政令で定める障害の程度に応じて障 指定疾病による障害の程度が従前の障害の程

及び順位)

る遺族補償費の支給に要する費用の支弁の方法

二以上の指定疾病に起因して死亡した者に係

は、政令で定める。

(遺族補償費を受けることができる遺族の範囲

を行なつた一の都道府県知事に対してのみ、

遺

族補償費を請求することができる。

3 の改定を請求することができる。

4 障害の程度を診査しなければならない。第二項 の規定は、この場合について準用する。 は、都道府県知事は、その者の指定疾病による 前項の規定による請求があつた場合において

5 補償費の額は、改定されるものとする。 標準給付基礎月額に変更があつたときは、 障害補償費の額の算定の基礎となる障害補償 障害

6 費の支給は、改定された日の属する月の翌月 改定されたときは、改定後の額による障害補償 む。)又は前項の規定により障害補償費の額が 第二項(第四項において準用する場合を含

7 差し止めることができる。 理由がなく第一項の診査を受けなかつたとき は、都道府県知事は、障害補償費の支給を一時 障害補償費の支給を受けている者が、正当な

(遺族補償費の支給) 第四節 遺族補償費及び遺族補償一時

第二十九条 都道府県知事は、その認定に係る被 に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をき亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求 いて、遺族補償費を支給する。 認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死

いで当該指定疾病に起因して死亡し、第六条の2 指定疾病にかかつている者が認定を申請しな 規定による申請に基づいて認定がされた場合に と同様とする。 いて、その遺族の請求があつたときも、 前項

3 度として行なう。 遺族補償費の支給は、 政令で定める期間を限

4 死亡者」という。)が二以上の指定疾病に起因 いて行なわれた認定に係る死亡者(以下「認定 して死亡したときは、当該指定疾病に係る認定 被認定者又は第六条の規定による申請に基づ

都道府県知事は、前項の診査の結果、その者 第三十条 遺族補償費を受けることができる遺族

が増進したことを理由として、障害補償費の額県知事に対し、当該指定疾病による障害の程度。 障害補償費の支給を受けている者は、都道府

生計を維持していたもの(死亡の当時その者に

母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被認定 は、被認定者又は認定死亡者の配偶者、子、父

者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつて

又は認定死亡者の死亡の時に次に掲げる要件に

た者を含む。)以外の者にあつては、被認定者 いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつ ていたもの)とする。ただし、妻(届出をして 認定の申請の当時その者によつて生計を維持し よつて生計を維持していたものがないときは、

該当した場合に限るものとする。

祖父母については、六十歳以上であること。 と同様の事情にあつた者を含む。)、父母又は 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係

ら始めるものとする。

2 については、将来に向かつて、その子は、被認あつた子が出生したときは、前項の規定の適用 て生計を維持していた子とみなす。 定者又は認定死亡者の死亡の当時その者によつ 二 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に 被認定者又は認定死亡者の死亡の時に胎児で にあること又は六十歳以上であること。 達する日以後の最初の三月三十一日までの間

妹の順序とする。 は、配偶者、子、父母、 (遺族補償費の額) 遺族補償費を受けることができる遺族の順位 孫、 祖父母及び兄弟姉

第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被 月額に相当する額とする。 認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎

2 り、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴 他の事情を考慮して、政令で定めるところによ たとすれば通常支出すると見込まれる経費その 水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつ て定める。 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金

3 費の額は、第一項の額をその人数で除して得た が二人以上ある場合における各人の遺族補償 遺族補償費を受けることができる同順位の遺 2

(遺族補償費の額の改定

償費の額を改定する。 順位の遺族の数に増減を生じたときは、 遺族補償費を受けることができる同 遺族補

の額が改定された場合について準用する。 償標準給付基礎月額に変更があつた場合につい第二十八条第五項及び第六項の規定は遺族補 (遺族補償費が支給されない場合) 同項の規定は前項の規定により遺族補償費

第三十三条 の者に対する遺族補償費は、支給しない。 が次の各号の一に該当するに至つたときは、 死亡したとき。 遺族補償費を受けることができる者 そ

係と同様の事情にある場合を含む。)をした 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関

死亡者との親族関係が終了したとき。 様の事情にある者を含む。)となつたとき。 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届 離縁によつて、死亡した被認定者又は認定 をしていないが、事実上養子縁組関係と同

達した日以後の最初の三月三十一日が終了し 子、孫又は兄弟姉妹にあつては、十八歳に

(後順位者からの遺族補償費の請求)

第三十四条 がなくて後順位者があるときも、同様とする。 されないこととなつた場合において、同順位者 ができる。前条の規定により遺族補償費が支給 いては、次順位者が遺族補償費を請求すること 順位者がその請求をしないで死亡した場合にお (遺族補償一時金の支給) 遺族補償費を受けることができる先 3

第三十五条 都道府県知事は、その認定に係る被 費を受けることができる遺族がないときは、次亡した場合において、その死亡の時に遺族補償 審査会の意見をきいて、 に掲げる者の請求に基づき、公害健康被害認定 認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死 遺族補償一時金を支給

を維持していた子、父母、孫及び祖父母 被認定者の死亡の当時その者によつて生計

て生計を維持していた子、父母、孫及び祖 被認定者の認定の申請の当時その者によつ

> 兀 母並びに兄弟姉妹 前二号に該当しない子、父母、孫及び祖父 2

は、遺族補償一時金の支給について準用する。 第二十九条第二項、第四項及び第五項の規定 遺族補償費を受けていた者が、第三十三条各

3 者について次条第一項の規定により算定した額 されないこととなつた場合において、他に遺族 号の一に該当することにより遺族補償費を支給 求に基づき、遺族補償一時金を支給する。 された遺族補償費の額の合計額がその死亡した 補償費を受けることができる遺族がなく、か に満たないときは、第一項各号に掲げる者の請 つ、被認定者又は認定死亡者の死亡により支給

4 位は、第一項各号の順序により、同項第二号か れぞれ当該各号に掲げる順序による。 ら第四号までに掲げる者のうちにあつては、そ (遺族補償一時金の額) 遺族補償一時金を受けることができる者の順

第三十六条 前条第一項の規定により支給する遺 相当する額とする。 当する額に政令で定める月数を乗じて得た額に は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相 族補償一時金の額は、当該死亡した被認定者又

2 当該被認定者又は認定死亡者の死亡により支給 亡者について前項の規定により算定した額から 時金の額は、当該死亡した被認定者又は認定死 相当する額とする。 された遺族補償費の額の合計額を控除した額に 前条第三項の規定により支給する遺族補償一

償一時金の額について準用する。 第三十一条第三項の規定は、前二項の遺族補

(遺族補償費等の請求の期限)

給の請求は、被認定者又は認定死亡者が死亡し第三十七条 遺族補償費又は遺族補償一時金の支 三十三条各号の一に該当するに至つた時)から 定により支給する遺族補償一時金にあつては、 支給する遺族補償費及び第三十五条第三項の規 た時(第三十四条後段の規定による請求により (遺族補償費等の支給の制限) 二年を経過したときは、することができない。 従前の遺族補償費を受けることができる者が第

第三十八条 遺族補償費又は遺族補償一時金は、 又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者 は遺族補償一時金を受けることができる先順位 死亡前に、その者の死亡によつて遺族補償費又 には、支給しない。被認定者又は認定死亡者の 被認定者又は認定死亡者を故意に死亡させた者 についても、 同様とする

者には、以後支給しない。 きる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた 遺族補償費は、遺族補償費を受けることがで

第五節 児童補償手当、 療養手当及び葬

(児童補償手当の支給)

2 環境大臣は、前項の障害の程度を定める政令 第三十九条 都道府県知事は、その認定に係る被 中央環境審議会の意見を聴かなければならな 0) とを合算した額)の児童補償手当を支給する。 に該当するものである場合にあつては、その額る障害の程度のうち最も重度である障害の程度 と第二十六条第一項の政令で定める介護加算額 に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をき ときは、当該被認定者を養育している者の請求 政令で定める障害の程度に該当するものである に達しないものの指定疾病による障害の程度が 認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢 (指定疾病による障害の程度が当該政令で定め いて、その障害の程度に応じた政令で定める額 制定又は改廃の立案をしようとするときは、

3 の規定は、児童補償手当の支給について準用す 第二十七条及び第二十八条(第五項を除く。)

(療養手当の支給)

る。

第四十条 都道府県知事は、その認定に係る被認 条第一項各号に掲げる療養を受けており、か 定める額の療養手当を支給する。 請求に基づき、その病状の程度に応じた政令で 定者が当該認定に係る指定疾病について第十九 に該当するものであるときは、当該被認定者の つ、その病状の程度が政令で定める病状の程度 3

2 の請求について準用する。 第二十四条第四項の規定は、療養手当の支給

(葬祭料の支給)

第四十一条 都道府県知事は、その認定に係る被 き、政令で定める額の葬祭料を支給する。 亡したときは、葬祭を行なう者の請求に基づ 認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死 第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに

求について準用する。 第三十七条の規定は、葬祭料の支給及びその請

2

第六節 補償給付の制限等

(補償給付の制限)

第四十二条 被認定者又は被認定者で第二十五条 第一項の政令で定める年齢に達しないものを養

ができる。 る指示に従わなかつたときは、都道府県知 育している者が、正当な理由がなく療養に関す は、補償給付の全部又は一部を支給しないこと 事

死亡したことにつき他の原因があると認めると 疾病がなおらないこと又は指定疾病に起因して 生し、若しくはその程度が増進したこと、指定 又は認定死亡者に係る指定疾病による障害が発 号から第七号までに掲げる補償給付の額を定 きは、公害健康被害認定審査会の意見をき め、又はその額を改定するにあたり、被認定者 て、当該他の原因を参酌することができる。 (補償給付の額についての他原因の参酌) 都道府県知事は、第三条第一項

第七節 公害健康被害認定審查会

(設置)

第四十四条 この法律によりその権限に属させら 府県又は第四条第三項の政令で定める市に、公二種地域の全部又は一部をその区域に含む都道 害健康被害認定審査会を置く。 れた事項を行なわせるため、第一種地域又は第

(組織等)

第四十五条 公害健康被害認定審査会は、医学、 法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し する委員をもつて組織する。 又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命 学識経験を有する者のうちから、都道府県知事

2 してはならない。その職を退いた後も、 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏ら 同様と

条第三項の政令で定める市の条例で定める。 審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第四 定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定 第一項に定めるもののほか、公害健康被害認

第三章 公害保健福祉事業

第四十六条 都道府県知事又は第四条第三項の 関する事業、転地療養に関する事業その他の政 を予防するために必要なリハビリテーションに 域における当該地域に係る指定疾病による被害 福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地 健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の れた被認定者の健康を回復させ、その回復した 令で定める市の長は、指定疾病によりそこなわ 令で定める公害保健福祉事業を行なうものとす

2 る市の長は、 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定め 前項の公害保健福祉事業を行なお

ばならない うとするときは、環境大臣の承認を受けなけれ

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財

(費用の支弁)

第四十七条 都道府県又は第四条第三項の政令で 定める市は、次に掲げる費用を支弁する。 補償給付の支給(第十四条第二項の規定によ 当該都道府県知事又は当該市の長が行なう

る求償に対する支払を含む。以下この章にお

3

いて同じ。) に要する費用

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定 なう事務の処理に要する費用 により当該都道府県知事又は当該市の長が行

(納付金)

第四十八条 令で定める市に対して納付する納付金をもつて り、機構が当該都道府県又は第四条第三項の政 号に掲げる費用は、政令で定めるところによ 条第三項の政令で定める市が支弁する前条第一 前条の規定により都道府県又は第四

る市の長が第四十六条の規定に基づいて行なう都道府県知事又は第四条第三項の政令で定め をもつて充てる。 三項の政令で定める市に対して納付する納付金 の三に相当する額については、政令で定めると 公害保健福祉事業に要する費用のうちその四分 ころにより、機構が当該都道府県又は第四条第

(納付金の財源)

第四十九条 前条の規定による納付金のうち、第 機構が徴収する汚染負荷量賦課金のほか、別に二については、第五十二条第一項の規定により 第五十一条の規定に基づく政府の補助金をもつ 用に充てるためのものの三分の一については、 害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費 法律で定めるところにより徴収される金員をも 事業に要する費用に充てるためのものの三分の 定疾病による被害に関して行なう公害保健福祉 るためのものの全部並びに第一種地域に係る指 者に関する補償給付の支給に要する費用に充て 四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡 つて充て、第一種地域に係る指定疾病による被

る補償給付の支給に要する費用に充てるための 項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関す ものの全部並びに第二種地域に係る指定疾病に 前条の規定による納付金のうち、第四条第1

く政府の補助金をもつて充てる。 三分の一については、第五十一条の規定に基づ 健福祉事業に要する費用に充てるためのものの 係る指定疾病による被害に関して行なう公害保 収する特定賦課金をもつて充て、第二種地域に よる被害に関して行なう公害保健福祉事業に要 する費用に充てるためのものの三分の二につい ては、第六十二条第一項の規定により機構が徴

設等設置者その他の者の第一種地域に係る指定 に充てるべき汚染負荷量賦課金及び別に法律で 疾病に影響を与える大気の汚染の原因である物 は、第五十二条第一項に規定するばい煙発生施 定めるところにより徴収される金員の配分比率 で定める。 質の排出の状況その他の事情を勘案して、 第一項の規定により前条の規定による納付金

(交付金)

第五十条 政府は、政令で定めるところにより、 二分の一に相当する金額を交付する。 対し、第四十七条の規定により当該都道府県又 都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に は当該市が支弁する同条第二号に掲げる費用の (補助金)

第五十一条 政府は、機構に対し、第四十八条第 二項の規定による納付金の三分の一に相当する 金額を補助するものとする。

汚染負荷量賦課金

第五十二条 機構は、第四十八条の規定による納 用等」という。)の一部に充てるため、大気汚 付金のうち、第四条第一項の認定に係る被認定 染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二 務の処理に要する費用(以下「補償給付支給費 費用に充てるためのもの、第十三条第二項の規 る被害に関して行う公害保健福祉事業に要する する費用並びに第一種地域に係る指定疾病によ 者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要 定による支払に要する費用並びに機構が行う事 (汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に 排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、 大気の汚染の原因である政令で定める物質を 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える 施設等設置者」という。)から、毎年度、 事業者で、次に掲げるもの(以下「ばい煙発生 る工場又は事業場を設置し、又は設置していた 条第二項に規定するばい煙発生施設が設置され

負荷量賦課金を徴収する。

二 第一種地域の指定がすべて解除された場合 準日」という。) の前日の属する年度 (以下 政令で定められていた物質(以下「対象物 じ。)の初日において設置している事業者 三十一日までをいう。以下この章において同 業場を、各年度(毎年四月一日から翌年三月 にあつては、その解除があつた日(以下「基 「基準年度」という。)の初日において前号の 応じて政令で定める量以上である工場又は事

2 用については、同項中「毎年度」とあるのは、 以後の日であるときは、前項第二号に掲げるば おいて、基準日がその属する年度の初日の翌日 い煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適 第一種地域の指定がすべて解除された場合に 給付支給費用等が生ずる場合に限る。 (以下「既被認定者」という。) に関する補償 一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者

3 金を納付する義務を負う。 「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」と ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課

第五十三条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収 るばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げ 各号に定める額とする。 (汚染負荷量賦課金の額)

における年間排出量を乗じて得た額の合計額 当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年 同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量 前条第一項第二号のばい煙発生施設等設置 前条第一項第一号のばい煙発生施設等設置 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する 次のイ及びロに掲げる額を合算した額

影響を与えた大気の汚染の状況その他の事 ける対象物質の年間排出量を大気の汚染の の前年度の初日の属する年までの期間(以 情を勘案して政令で定める年から基準年度 金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課 「算定基礎期間」という。) の各年にお

う。)を乗じて得た額の合計額 た量を累積した量(以下「累積量」とい 状況に応じた地域の別その他の事情を勘案 して政令で定めるところにより換算して得

日の属する年における対象物質の年間排出単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初 量を乗じて得た額の合計額 基準日以後に排出される対象物質ごとの

で定める。 前項の年間排出量の算定の方式は、 環境省令

2

(単位排出量当たりの賦課金額)

の初日において同号の政令で定められていた設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度

質」という。) を排出するばい煙発生施設が

地域の区分に応じて同号の政令で定められて

いた量以上であつた工場又は事業場を基準年

度の初日において設置していた事業者。ただ

し、基準日以後も基準日前にされた第四条第

第五十四条 前条第一項第一号の単位排出量当た 定める。 の汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で 総排出量とを基礎として、当該物質による大気 各物質ごとの前年度の初日の属する年における 者に関する金額とばい煙発生施設等設置者が排 付支給費用等に充てるための汚染負荷量賦課金 の見込額その他の事項に基づき算定した補償給 付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額 りの賦課金額は、第三条第一項に掲げる補償給 出する第五十二条第一項第一号の政令で定める のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡 込まれる金額(以下「賦課金見込額」という。) の総額として当該年度において必要であると見

2 額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令 で定める。ただし、第二号に掲げる賦課金額 応じた地域の別に従い定めるものとする。 は、同号の対象物質による大気の汚染の状況に 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金

の他の事情を勘案して政令で定める率を乗じ 関する金額に既被認定者の指定疾病の状況そ て得た額及びばい煙発生施設等設置者が排 賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に した算定基礎期間における対象物質ごとの 前条第一項第二号イの単位排出量当たりの

関する金額に一から前号の政令で定める率を 賦課金額 する年における対象物質ごとの総排出量 生施設等設置者が排出する前年度の初日の 控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発 前条第一項第二号ロの単位排出量当たり 賦課金見込額のうち既被認定者に

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第五十五条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度 ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定め る事項を記載した申告書に添えて、 その年度

初日から四十五日以内に機構に納付しなければ

- る対象物質の年間排出量を証する書類として環 境省令で定める書類を添付しなければならな の政令で定める物質又は基準日以後に排出され 前項の申告書には、第五十二条第一項第一号 5
- 3 規定する期間内に同項の申告書を提出しないと 量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設 の記載の誤りがあると認めたときは、汚染負荷 き、又は同項の申告書に環境省令で定める事項 機構は、ばい煙発生施設等設置者が第一項に 6
- 機構に納付しなければならない。 足額を、その通知を受けた日から十五日以内に 汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不 賦課金の額が同項の規定により機構が決定した 染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量 ないときは同項の規定により機構が決定した汚 設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付してい 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施
- 付しなければならない。 ば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還 金があるときはこれに充当し、なお残余があれ 染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収 は、機構は、そのこえる額について、未納の汚 定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合に 量賦課金の額が、第三項の規定により機構が決 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷 3 2

(汚染負荷量賦課金の延納)

第五十六条 申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量 賦課金を延納させることができる。 (督促及び滞納処分) 機構は、ばい煙発生施設等設置者の 5 4

第五十七条 汚染負荷量賦課金その他この節の規

定による徴収金を納付しない者があるときは、

2 納付義務者に対して督促状を発する。 機構は、期限を指定して督促しなければならな 前項の規定により督促するときは、 機構は、

- 過した日でなければならない。 前項の督促状により指定する第一項の期限 督促状を発する日から起算して十日以上経
- 4 は、納付義務者の住所地又はその財産の所在地他この節の規定による徴収金を完納しないときがその指定の期限までに汚染負荷量賦課金そのがその指定の期限までに汚染負荷量賦課金そのがその指定の期限までに汚染負荷量 機構は、第一項の規定による督促を受けた者

の市町村(特別区を含む。以下この条において 同じ。)に対して、その徴収を請求することが

- 構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分 又は九十日以内にこれを結了しないときは、機 けた日から三十日以内に滞納処分に着手せず、 額を当該市町村に交付しなければならない。 納処分をすることができる。この場合において けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞 の例により、滞納処分をすることができる。 は、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金 市町村は、 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受 前項の規定による徴収の請求を受
- 第五十八条 前条第一項の規定により汚染負荷量 あるときは、この限りでない。 数により計算した延滞金を徴収する。ただし、 らその完納又は財産差押えの日の前日までの日 四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日か 督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年十 賦課金の納付を督促したときは、機構は、その 督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満で
- なる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のあつ 日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎と の一部につき納付があつたときは、その納付の 賦課金の額に千円未満の端数があるときは、そ た汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額 延滞金の計算において、前二項の汚染負荷量
- 百円未満の端数があるときは、その端数は、 り捨てる。 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に 切
- その執行を停止し、又は猶予した期間に対応す は、徴収しない。ただし、第四号の場合には、 る部分の金額に限る。 延滞金は、次の各号の一に該当する場合に
- 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦
- め、 納付義務者の住所又は居所がわからないた 公示送達の方法によつて督促したとき。
- を停止し、又は猶予したとき。 汚染負荷量賦課金について滞納処分の執行

(徴収金の徴収手続)

(延滞金)

の端数は、切り捨てる。

課金を完納したとき。

延滞金の額が百円未満であるとき。

Ŧī. てやむを得ない理由があると認められると 汚染負荷量賦課金を納付しないことについ

(先取特権の順位)

第六十条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定 地方税に次ぐものとする。 定による徴収金の先取特権の順位は、

前項の規定により特定賦課金の額が定めら

合を除き、国税徴収の例により徴収する。 による徴収金は、この節に別段の定めがある場 (資料の提出)

第六十条の二 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収 施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出 に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生 を求めることができる。

第六十一条 この節に定めるもののほか、汚染負 関し必要な事項は、環境省令で定める。 荷量賦課金その他この節の規定による徴収金に

すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の

について、同項の規定による通知とともに納付 課金の額に満たない場合には、その不足する額 課金の額が、前項の規定による変更後の特定

規定による変更後の特定賦課金の額をこえる場

なお残余があれば還付し、

第六十二条 機構は、第四十八条の規定による納 定施設等設置者」という。)から、毎年度、特施設の設置者(過去の設置者を含む。以下「特 第二種地域に係る指定疾病に影響を与える大気 事務の処理に要する費用の一部に充てるため、 る費用に充てるためのもの並びに機構が行なう る被害に関して行なう公害保健福祉事業に要す 者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要 付金のうち、第四条第二項の認定に係る被認定 定賦課金を徴収する。 律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定 特定施設又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法 した大気汚染防止法第二条第二項に規定するば する費用並びに第二種地域に係る指定疾病によ い煙発生施設、同法第十七条第一項に規定する の汚染又は水質の汚濁の原因である物質を排出

2 義務を負う。 (特定賦課金の算定方法) 特定施設等設置者は、 特定賦課金を納付する

第六十三条 各特定施設等設置者から徴収する特 質の汚濁の原因である物質の排出量その他の事係る指定疾病に影響を与えた大気の汚染又は水定賦課金の額の算定方法は、当該第二種地域に 情を考慮して、政令で定める。

又は改廃の立案をしようとするときは、中央環2 環境大臣は、前項の規定に基づき政令の制定 (特定賦課金の額の決定、通知等) 境審議会の意見を聴かなければならない。

第六十四条 機構は、前条第一項の政令で定める 特定賦課金の算定方法に従い、各特定施設等設

|第五十九条 汚染負荷量賦課金その他この節の規 国税及び べき特定賦課金の額及び納付すべき期限その他 該各特定施設等設置者に対し、その者が納付す 必要な事項を通知しなければならない。 置者が納付すべき特定賦課金の額を決定し、

3

を通知しなければならない。

機構は、特定施設等設置者が納付した特定

施設等設置者に対し、変更後の特定賦課金の 施設等設置者に対し、変更後の特定賦課金の額付すべき特定賦課金の額を変更し、当該各特定 ときは、機構は、当該各特定施設等設置者が納 た後、特定賦課金の額を変更する必要が生じた

(環境省令への委任) 第三節 特定賦課金

(特定賦課金の徴収及び納付義務) 2 きはこれに充当し、 課金その他この節の規定による徴収金があると 合には、そのこえる額について、未納の特定賦 (共同納付の場合の特例) ばならない。 未納の徴収金がないときはこれを還付しなけ

第六十五条 機構は、特定施設等設置者の全部又 当該各特定施設等設置者に係る特定賦課金の き特定賦課金について納付の方法を明らかにし は一部から当該各特定施設等設置者が納付すべ を定めないものとする。 したときは、前条第一項の規定にかかわらず、 て共同で納付する旨の申出があり、これを承認 前項の規定による承認を受けた特定施設等設

部である場合には前項の規定により定められた はその納付すべき特定賦課金の総額を、その一 付すべき特定施設等設置者の全部である場合に 設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納 賦課金の額を定めなければならない。 らの特定施設等設置者が共同で納付すべき特定 機構は、特定賦課金の額の決定に準じて、それ 置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付 額を共同で納付したときは、当該特定施設等設 すべき特定施設等設置者の一部であるときは、 第一項の規定による承認を受けた特定施設等

同で納付すべき特定賦課金について準用する。 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の共

置者は、その特定賦課金を納付したものとみな

規定は、特定賦課金について準用する。 (環境省令への委任) 第五十六条から第六十条の二までの

課金その他この節の規定による徴収金に関し必第六十七条 この節に定めるもののほか、特定賦 要な事項は、環境省令で定める。

(経済産業大臣との協議)

第六十七条の二 環境大臣は、次の場合には、 済産業大臣に協議しなければならない。 第三項まで、第六十一条又は前条の環境省令第五十三条第二項、第五十五条第一項から 経

二 第五十七条第六項の認可をしようとすると を定めようとするとき。

公害健康被害予防事業

第六十八条 康被害を予防するため、次の業務を行う。 関する調査研究、知識の普及及び研修を行う 大気の汚染の影響による健康被害の予防に 機構は、大気の汚染の影響による健

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行う う地方公共団体(施設又は機械器具の整備を む。)に対する助成金を交付すること。 行う者に対して助成を行う地方公共団体を含 能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行 関する計画の作成、健康相談、健康診査、 大気の汚染の影響による健康被害の予防に 機 第百十条

第六十九条から第百五条まで 不服申立て 削除

る処分に対する不服申立て 第一節 認定又は補償給付の支給に関す

(再調査の請求及び審査請求)

に不服がある者は、その処分をした都道府県知第百六条 認定又は補償給付の支給に関する処分 事に対し、再調査の請求をすることができる。 2 委員のうち三人は、 不服審査会に対してしなければならない。 がある者のする審査請求は、公害健康被害補償 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服

6、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判第一項の再調査の請求及び前項の審査請求 時効の完成猶予及び更新に関しては、

(行政不服審査法の適用関係)

第百七条 前条第二項の審査請求については、行 第三十一条の規定は、 政不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 適用しない 2

2 規定する審査員(第二項各号(」とする。 十八年法律第百十一号)第百二十一条第一項に げる機関の構成員にあっては、」とあるのは、 項中「その職員(第二項各号(第一項各号に掲 査法第九条第四項の規定の適用に関しては、同 (不服申立てと訴訟との関係) 「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四 前条第二項の審査請求についての行政不服審

第百八条 認定又は補償給付の支給に関する処分 を経た後でなければ、提起することができな 求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決 の取消しの訴えは、当該処分についての審査請

る審査請求 第二節 賦課徴収に関する処分等に対す

3

(審査請求)

第百九条 この法律に基づいてした機構の処分に 臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第 三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規 することができる。この場合において、環境大 定の適用については、 不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求を 機構の上級行政庁とみな

(設置

第三節 第一款 公害健康被害補償不服審查 設置及び組

削除

第百十一条 第百六条第二項及び石綿による健康 轄の下に、公害健康被害補償不服審査会(以下 号)第七十五条第一項第一号の規定による審査 被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四 請求の事件を取り扱わせるため、環境大臣の所

第百十二条 審査会は、 る。 (組織) 委員六人をもつて組織す

この章において「審査会」という。)を置く。

(会長)

非常勤とすることができ

(委員の任命)

第百十三条 委員は、人格が高潔であつて、公害 その他公害に係る健康被害の補償に関する学識 問題に関する識見を有し、かつ、医学、法律学 経験を有する者のうちから、両議院の同意を得 環境大臣が任命する。

において、国会の閉会又は衆議院の解散のため に両議院の同意を得ることができないときは、 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合

> 環境大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に 定める資格を有する者のうちから、委員を任命 することができる。

3 得られないときは、環境大臣は、その委員を罷 免しなければならない。 い。この場合において、両議院の事後の承認を 、両議院の事後の承認を得なければならな前項の場合においては、任命後最初の国会

(任期)

第百十四条 委員の任期は、三年とする。ただ する。 し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

2 委員は、再任されることができる。

後任者が任命されるまで引き続きその職務を行 (職権の行使) なうものとする。 委員の任期が満了したときは、当該委員は、

第百十六条 委員は、次の各号のいずれかに該当 第百十五条 う。 (身分保障) 委員は、 独立してその職権を行な

破産手続開始の決定を受けたとき、

罷免されることがない。 する場合を除いては、在任中、

禁錮以上の刑に処せられたとき。

あると認められたとき。 の義務違反その他委員たるに適しない行為が行ができないと認められたとき、又は職務上 審査会により、心身の故障のため職務の執

(罷免)

第百十七条 環境大臣は、委員が前条各号の一に らない。 該当するときは、その委員を罷免しなければな

3 2 第百十八条 審査会に会長を置き、委員の互選 よつて常勤の委員のうちからこれを定める。 会長に事故があるときは、あらかじめその指 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

名する常勤の委員が、その職務を代理する。

2

(委員会議)

第百十九条 審査会の会務の処理(審査請求の事 議決によるものとする。 (以下この条において「委員会議」という。) の件の取扱いを除く。) は、委員の全員の会議 3

3 2 きない。 がなければ、これを開き、 委員会議は、会長及び三人以上の委員の出席 委員会議は、会長が招集する。 議決をすることがで

4 もつて決し、可否同数のときは、会長の決する ところによる。 委員会議の議事は、出席した委員の過半数を

5 ばならない。 た委員のうちの本人を除く全員の一致がなけ をするには、前項の規定にかかわらず、出席し 審査会が第百十六条第三号の規定による認定

長の職務を代理する常勤の委員は、会長とみなについては、第百十八条第三項の規定により会 会長に事故がある場合の第三項の規定の適用

(専門委員)

2 第百十九条の二 議させるため、 環境大臣が任命する。 専門委員は、学識経験のある者のうちから、 審査会に、専門の事項を調査審 専門委員を置くことができる。

議が終了したときは、解任されるものとする。 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審 専門委員は、非常勤とする。

(審査請求事件の取扱い)

その意に反して 第百二十条 審査会は、委員のうちから審査会が 指名する者三人をもつて構成する合議体で、 査請求の事件を取り扱う。

当する場合においては、委員の全員をもつて構前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該 成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。 ると認めた場合 て、その意見が前に審査会のした裁決に反す 前項の合議体が、法令の解釈適用につい

たため、その合議体としての意見が定まらな 一 前項の合議体を構成する者の意見が分かれ

議体において審査請求事件を取り扱う旨の議三 審査会が、委員の全員をもつて構成する合 決をした場合

を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長第百二十一条 前条第一項又は第二項の各合議体

る委員が審査長となる。 り、その他のものにあつては、審査会の指名す に加わるものにあつては、会長が審査長とな 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成

勤の委員が審査長となる。 条第三項の規定により会長の職務を代理する常 長となり、会長に事故があるときは、第百十八 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査

第百二十二条 れを構成するすべての審査員の、 第百二十条第一項の合議体は、こ 同条第二項 の

議体を構成する審査員の過半数をもつて決す 合議体は、四人以上の審査員の出席がなけれ 第百二十条第一項の合議体の議事は、その合 会議を開き、 議決をすることができない。|第百三十一条

3 た三人以上の審査員の賛成をもつて決し、可否第百二十条第二項の合議体の議事は、出席し による。 それぞれ三人のときは、審査長の決するところ

第百二十三条 秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 同様とする。 委員は、職務上知ることのできた

役員となり、又は積極的に政治運動をしてはな 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の

を目的とする業務を行なつてはならない。 し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益 る場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事 常勤の委員は、在任中、環境大臣の許可のあ

第百二十四条 委員の給与は、 別に法律で定め

第百二十五条

(利害関係人に対する審査請求書の送付) 第二款 審査請求の手続

第百二十六条 審査会は、審査請求がされたとき 該審査請求を却下する場合を除き、審査請求書 を利害関係人に送付しなければならない 行政不服審査法第二十四条の規定により当

(受診命令)

(審理の期日及び場所)

第百二十七条 審査会は、審理の期日及び場所を 知しなければならない。 政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人定め、原処分をした行政庁、審査請求人及び行 (以下この款において「当事者」という。) に通

(審理の公開)

第百二十八条 審理は、公開して行なう。ただ いことができる。 し、当事者の申立てがあつたときは、 公開しな

(審理の指揮)

第百二十九条 審理の指揮は、審査長が行なう。 (意見の陳述等)

第百三十条 日に出頭して意見を述べることができる。この 当事者及びその代理人は、審理の期

会の許可を得て、補佐人と共に出頭することが 場合において、当事者又はその代理人は、審査 (公害医療機関に対する報告の徴収等)

ことを命ずることができる。 必要があると認めるときは、審査請求人に対 (受診命令) し、認定又は補償給付の支給に係る者につい て、審査会の指定する医師の診断を受けるべき 審査会は、審理を行なうため特に

(調書)

第百三十二条 2 て、前項の調書を閲覧することができる。 過について、調書を作成しなければならない。 (合議の非公開) 当事者及び利害関係人は、審査会の許可を得 審査会は、審理の期日における経

第百三十三条 審査会の合議は、公開しない。 (審査請求の制限)

第百三十四条 この款の規定により審査会がした 処分については、審査請求をすることができな

(環境省令への委任)

第百三十五条 この款に定めるもののほか、審査 める。 請求の手続に関し必要な事項は、環境省令で定

第七章

(認定を受けた者等に対する報告の徴収等)

第百三十六条 都道府県知事は、この法律を施行 補償給付を受け、又は受けようとする者に対 ことができる。 するため必要があると認めるときは、認定又は し、報告又は文書その他の物件の提出を求める

第百三十七条 都道府県知事は、認定又は補償給 診断を受けるべきことを命ずることができる。 について、当該都道府県知事の指定する医師の 定又は補償給付を受け、又は受けようとする者 付の支給に関し必要があると認めるときは、認 に対し、その認定又は補償給付の支給に係る者 (補償給付の一時差止め)

| 第百三十八条 | 補償給付を受けることができる者 若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は が、第百三十六条の規定により報告又は文書そ 補償給付を一時差し止めることができる。 なくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、 の他の物件の提出を求められて、正当な理由が ないときは、都道府県知事は、その者に対する 正当な理由がなく前条の規定による命令に従わ

第百三十九条 都道府県知事は、療養の給付に関 し必要があると認めるときは、 公害医療機関に 求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置 者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事

定施設等設置者に対し、

その業務に関し報告を

療機関の施設に立ち入り、関係者に質問させ、 出若しくは提示を求め、 対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提 若しくはその設備若しくは診療録、帳簿書類そ に対して出頭を求め、又はその職員に、公害医 若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者 他の物件を検査させることができる。 公害医療機関の開設者

2 分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけ ればならない。 前項の規定により検査をする職員は、その身

4 3 の規定による質問に対して、正当な理由がなく られて、正当な理由がなくこれに従わず、同項 わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療 提示を求められて、正当な理由がなくこれに従 のために認められたものと解してはならない。 療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止め 忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医 同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは 答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは の他の従業者が、同項の規定により出頭を求め 機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師そ ることができる。 しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは 公害医療機関が、第一項の規定により報告若 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査

|第百四十条 | 都道府県知事は、認定又は補償給付 当該認定の申請に係る診断又は補償給付に関す。)の支給に関し必要があると認めるときは、 報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、 又はこれを使用する者に対し、その行なつた診 提示を求め、又はその職員に質問させることが る診療、薬剤の支給若しくは手当を行なつた者 (診療を行なつた者等に対する報告の徴収等) できる。 (療養の給付を除く。以下この項において同じ

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問に 権限について準用する。 ついて、同条第三項の規定は前項の規定による

|第百四十一条 環境大臣は、この法律を施行する ため必要があると認めるときは、政令で定める ところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特 (ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴

> させることができる 業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査

2 定による権限について準用する。 る検査について、同条第三項の規定は前項の規 第百三十九条第二項の規定は前項の規定によ

第百四十二条 この法律又はこの法律に基づく命 令に規定する期間の計算については、別段の

めがある場合を除き、民法の期間に関する規定

第百四十三条 市町村長(特別区の区長を含むも 料で証明を行うことができる。 又は補償給付を受けていた者の戸籍に関し、 ようとする者、被認定者(死亡した者を含む。) のとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十 で死亡したもの、補償給付を受けようとする者 の長又は補償給付を受けることができる者に対 都道府県知事、第四条第三項の政令で定める市 にあつては、区長又は総合区長とする。)は、 七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (戸籍事項の無料証明) し、条例で定めるところにより、認定を申請し 指定疾病にかかつていた者で認定を受けない 無

(事務の区分)

第百四十三条の二第四条第一項、 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす こととされている事務は、 並びに第百四十条第一項の規定により都道府県 三十八条まで、第百三十九条第一項及び第四 四十三条、第四十六条、第百三十六条から第百 条第一項、第四十一条第一項、第四十二条、第 第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十 項において準用する場合を含む。)、第三十五条 第四項(第三十五条第二項及び第四十一条第二 は同条第四項後段において準用する場合を含 用する場合を含み、第二十八条第二項にあつて 二十五条第一項、第二十八条第一項から第四項 条第一項、第十九条第一項、第二十条、第二十 準用する場合を含む。)、第八条第二項、第八条 項及び第六項、第五条第一項、 又は第四条第三項の政令で定める市が処理する む。)、第二十九条第一項並びに同条第二項及び まで及び第七項(第三十九条第三項において準 の二第二項、第九条、第十一条第二項、第十五 (第八条第三項及び第八条の二第三項において 一条第二項、第二十四条第一項及び第二項、第 地方自治法第二条第 第七条第二項 第二項、

第百四十四条 この法律に基づき政令を制定し、 又は改廃する場合においては、その政令で、そ (政令の制定とその経過措置)

罰則

とができる

る範囲内において、所要の経過措置を定めるこ の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され

第百四十五条 者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に二項又は第百二十三条第一項の規定に違反した 第二十三条第三項、第四十五条第

第百四十六条 次の各号の一に該当する者は、1 一万円以下の罰金に処する。

物件の提出を求められて、これに従わず、又る場合を含む。)の規定により文書その他の は虚偽の記載をした文書を提出した者 第六十条の二(第六十六条において準用す

一 第百三十六条の規定により報告又は文書そ ず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記の他の物件の提出を求められて、これに従わ 載をした文書を提出した者

第百四十七条 第百四十一条第一項の規定により の罰金に処する。 み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下 偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒 報告を求められて、これに従わず、若しくは虚 告をし、又は同項の規定による質問に対し められて、これに従わず、若しくは虚偽の報 は診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求 て、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 第百四十条第一項の規定により報告若しく 2 前項の認定を受けた者は、政令で定めるとこ

なす。

ろにより、この法律による認定を受けた者とみ

第百四十八条

の代理人、使用人その他の従業者が、その法人第百四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人 ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人 に対しても、各本条の刑を科する。 くは第三号又は第百四十七条の違反行為をした 又は人の業務に関し、第百四十六条第一号若し

いて準用する場合を含む。)の規定により環境第百五十条 第五十七条第六項(第六十六条にお 行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料て、その認可を受けなかったときは、その違反 大臣の認可を受けなければならない場合におい に処する。

則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 をこえない範囲内において政令で定める日から (施行期日)

附則第四条第二項、附則第五条から附則第八条 五章、第百四十五条中第四十五条第三項に係る 施行する。ただし、第一章、第二章第七節、第 日から施行する 則第三十条及び附則第三十一条の規定は公布の の日から起算して九月をこえない範囲内におい まで、附則第十九条、 項、第百四十九条、第百五十条、附則第三条、 部分、第百四十六条第一号、第百四十七条第一 て政令で定める日から、附則第四条第一項、附 二十五条から附則第二十七条までの規定は公布 附則第二十条及び附則第 2

(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置

第二条 公害に係る健康被害の救済に関する特別 措置法(昭和四十四年法律第九十号。 法」という。) は、廃止する。 以下「旧

(交付金)

(旧法の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一 ろにより、この法律による認定を受けた者とみ なす。 項の認定を受けている者は、政令で定めるとこ

項の認定の申請をしている者に対しては、従前第四条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一 及び第十九条の規定は、適用しない。 の例によりその認定をすることができる。ただ し、旧法第十三条から第十五条まで、第十八条

3 交付するものとする。 第十二条の規定により都道府県が補助する費用 の規定により都道府県が支弁する費用及び旧法 できるとされている者の認定に関し旧法第十条 定により従前の例によりその認定をすることが に充てるため、当該都道府県に対し、交付金を 政府は、予算の範囲内において、第一項の規

第五条 前二条の規定によりこの法律による認定 を受けた者とみなされる者の指定疾病に係る第 は、この法律の施行の日とする。 七条第一項の規定による認定の有効期間の始期

第六条 旧法第三条第一項の認定を受けた者及び 項の規定の例による認定を受けた者についての 附則第四条第一項の規定により旧法第三条第一 支給に関しては、なお従前の例による。 この法律の施行前の医療又は介護に係る費用の

第七条 旧法第三条第一項の認定を受けた者が当 該認定に係る疾病に関し損害賠償その他の給付

> を受けた場合における旧法の規定により支給さ する金額の返還に関しては、なお従前の例によ れた医療費、医療手当及び介護手当の額に相当

る旧法第二十九条に基づく政令の規定により旧 前項においてなお従前の例によることとされ する限りその法人に引き継ぐものとする。 を、旧法第十六条第一項に規定する法人が存続する金額の納付を受けた機構は、その額の金銭 法第二十四条の規定による返還金の一部に相当

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法 律の附則においてなお従前の例によることとさ に対する罰則の適用については、なお従前の例 れる場合におけるこの法律の施行後にした行為 による。

第九条 政府は、当分の間、機構に対し、各年度 ごとに、第一種地域に係る指定疾病に関する第 の自動車重量税の収入見込額の一部に相当する要であると見込まれる金額に相当する当該年度 する自動車に係る分として当該年度において必付金のうち大気の汚染の原因である物質を排出 福祉事業に要する費用に充てるための機構の納係る指定疾病による被害に関して行う公害保健 四十七条第一号に掲げる費用及び第一種地域に 金額を交付する。

2 第四十九条第一項及び第三項の規定の適用に ころにより徴収される金員」とあるのは「政府 の交付金」とする。 付金」と、同条第三項中「別に法律で定めると の収入見込額の一部に相当する金額の政府の交 員」とあるのは「及び自動車重量税の年度ごと 別に法律で定めるところにより徴収される金 ついては、当分の間、同条第一項中「のほか、

(拠出金の事業費への充当)

2 環境大臣は、前項の認可をしようとするとき 法(平成十五年法律第四十三号。以下「機構第十条 機構は、独立行政法人環境再生保全機構 は、 ら拠出される拠出金の一部を第六十八条に規定 項に規定する大気汚染物質排出施設設置者等からず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、同 法」という。) 第十四条第一項の規定にかかわ する業務に要する費用に充てることができる。 財務大臣に協議しなければならない。

(昭和四九年六月一一日法律第八

この法律は、 公布の日から施行する

号附 (昭和五一年三月三一日法律第八

この法律は、 公布の日から施行する。

六号) 附 則 (昭和五五年三月三一日法律第一

この法律は、 附則 (昭和五八年三月三一日法律第一 公布の日から施行する。

この法律は、 六号) 公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七

1 年七月一日から施行する。 この法律(第一条を除く。)は、 昭和五十九

| 2 この法律の施行の日の前日において法律の この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 ととなるものに関し必要となる経過措置その他 行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ 定により置かれている機関等で、この法律の施 とができる。 に関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下 「関係政令」という。) の規定により置かれるこ

五号) 附 則 (昭和六〇年三月三〇日法律第一

この法律は、 附 則 (昭和六二年六月二日法律第四三 公布の日から施行する。

号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日 十二年法律第九十七号)の施行の日から施行す 健康被害補償法の一部を改正する法律(昭和六 施行する。ただし、附則第九条の規定は、公害

七号) 附 則 抄 (昭和六二年九月二六日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超え六月を超えない範囲内において政令で定 める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に公害健康被害補 月間は、適用しない。 法律第七十二条の規定は、 償予防協会という名称を使用している者につい ては、改正後の公害健康被害の補償等に関する この法律の施行後六

第三条 この法律の施行の際現に公害健康被害補 償予防協会の理事又は監事である者の任期につ いては、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 の適用については、なお従前の例による。 号 (昭和六三年三月三一日法律第七

この法律は、 昭和六十三年四月一日から施行

(施行期日) 号) 則 抄 伞 ·成四年五月六日法律第三九

この法律は、公布の日から施行する。 則 則 (平成五年三月三一日法律第五号) (平成五年一一月一九日法律第九

第一条 この法律は、

平成四年十月一日から施行

この法律は、公布の日から施行する。 号) 則 (平成六年六月二九日法律第五六

第一条 この法律は、 する。 (平成七年三月一七日法律第二六 平成六年十月一日 から施行

(施行期日)

号 抄

1 号の改正規定は、平成七年四月一日から施行すし、第三十条第一項第二号及び第三十三条第五 この法律は、公布の日から施行する。ただ

2 由により第八条第一項の規定による申請をする行の日以後に生じた災害その他やむを得ない理改正後の第八条の二の規定は、この法律の施 ことができなかった者について適用する。

による申請をすることができなかった者につい南部地震による災害により第八条第一項の規定 七年法律第二十六号)の施行の日」とする。 償等に関する法律の一部を改正する法律(平成のやんだ日」とあるのは、「公害健康被害の補この場合においては、同条第一項中「その理由 ては、改正後の第八条の二の規定を適用する。 前項の規定にかかわらず、平成七年の兵庫県

則 抄 (平成九年六月二四日法律第一〇

(施行期日)

第一条 この法律は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二 十四条まで、 第二十六条から第三十二条まで、

> 成八年四月から九月までの半期に係るものを除 までの規定による改正後の法律の規定は、平成 法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平 び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行 改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及 の規定に規定する書類(第十八条の規定による 八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律 第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条 第四十一条から第五十条まで、第五十二条から 第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、 く。)から適用する。

八号) 附 則 (平成一〇年三月三一日法律第一

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日) 七号) 抄

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。

条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 百二条の規定 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 節名並びに二款及び款名を加える改正規 第八条及び第十七条の改正規定に係る部

(国等の事務)

の法律に規定するもののほか、この法律の施行第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 第百六十一条において「国等の事務」という。) は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、

2 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 であった行政庁とする。

|第一条||この法律は、平成十二年四月一日から施(施行其F) る。

公布の日 する罰則の適用については、なお従前の例によ第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 関する経過措置を含む。)は、 (検討)

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 必要な措置を講ずるものとする。

〇二号)

(施行期日)

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 は、 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規 当該各号に定める日から施行する。

|第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 おいて、 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 あったものについての同法による不服申立てに 前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 ついては、施行日以後においても、当該処分庁 下この条において「上級行政庁」という。)が 当該処分庁の上級行政庁とみなされる

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(罰則に関する経過措置)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に (その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 ては、地方分権を推進する観点から検討を加び新地方自治法に基づく政令に示すものについともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、で

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

(施行期日)

抄(平成一一年七月一六日法律第一 き、なお従前の例による。 から十八まで 略

(不服申立てに関する経過措置)

三項、第二十三条、 条の規定 公布の日 附則第十条第一項及び第五項、 第二十八条並びに第三十 第十四条第

正に伴う経過措置) (公害健康被害の補償等に関する法律の一部

2 第二十七条 この法律の施行の際現に従前の環 の法律の施行の日に、新公害健康被害補償法第 健康被害補償不服審査会の会長である者は、こ の環境庁の公害健康被害補償不服審査会の委員 第一項の規定にかかわらず、同日における従前 者の任期は、新公害健康被害補償法第百十四条 合において、その任命されたものとみなされる 害補償法」という。)第百十三条第一項の規定 規定による改正後の公害健康被害の補償等に関 者は、この法律の施行の日に、第百八十三条の 庁の公害健康被害補償不服審査会の委員である としての任期の残任期間と同一の期間とする。 の委員として任命されたものとみなす。この場 する法律(以下この条において「新公害健康被 により、環境省の公害健康被害補償不服審査会 この法律の施行の際現に従前の環境庁の公害

康被害補償不服審査会の会長に定められたもの とみなす。 百十八条第一項の規定により、環境省の公害健

(別に定める経過措置)

政令で定める。

第三十条 第二条から前条までに規定するものの 置は、別に法律で定める。 ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

五 附号 則 則 (平成一一年一二月八日法律第一 抄

第一条 この法律は、 行する。 (経過措置) 平成十二年四月一日 から施

第三条 民法の一部を改正する法律 の適用については、次に掲げる改正規定を除 びその保佐人に関するこの法律による改正規定 より従前の例によることとされる準禁治産者及 法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定に (平成十一年

-九 第八十条の規定による労働保険審査官及 員会設置法第九条及び公害健康被害の補償等 び労働保険審査会法第三十条、 に関する法律第百十六条の改正規定 公害等調整委

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第

一六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

附則 号 (平成一二年五月一九日法律第七

(施行期日)

二号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (平成一四年八月二日法律第一〇

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施 行する。 (施行期日)

間において政令で定める日から施行する。ただ この法律は、平成十六年三月三十一日までの 附則第十九条の二の改正規定は、公布の日 則 (平成一五年三月三一日法律第一

から施行する。 則 抄 (平成一五年五月一六日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 二十九条から第三十六条までの規定は、平成十 だし、附則第十八条から第二十七条まで及び第 六年四月一日から施行する。

正に伴う経過措置 (公害健康被害の補償等に関する法律の一部改

第十九条 旧補償法 (第七十六条及び第八十六条 他の行為とみなす 律中の相当する規定によりした処分、手続その よる改正後の公害健康被害の補償等に関する法 の行為は、通則法、この法律又は前条の規定に を除く。)の規定によりした処分、手続その他

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十七条 附則第十八条及び第二十条の規定の 施行前にした行為並びにこの附則の規定により

第六十四条、第六十五条、第六十七条、

用については、なお従前の例による。 この法律の施行後にした行為に対する罰則の適 なお従前の例によることとされる場合における

(政令への委任)

第二十八条 附則第三条から第五条まで、第七条 二十四条及び前二条に規定するもののほか、機 構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第

則 (平成一六年六月二日法律第七六

(施行期日) 号附

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、 法」という。)の施行の日から施行する。 七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八 (罰則の適用等に関する経過措置) 第八条第三項並びに第十三条において「新破産

第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条 項並びに第六条第一項及び第三項の規定により項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一 施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ なお従前の例によることとされる場合における (政令への委任) いては、なお従前の例による。

|第十四条||附則第二条から前条までに規定するも 置は、政令で定める。 ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

附 号) 抄 則 (平成一八年二月一〇日法律第四

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。 |第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日ま での間において政令で定める日から施行する。 (施行期日) 附 0号) 則 抄 (平成一九年四月二三日法律第三 た

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。 一から二まで 略 附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第 項及び第二項、第三十条から第五十条ま 第五十四条から第六十条まで、第六十二

> 三条、第百十五条から第百十八条まで、第百 年金機構法の施行の日 三十九条及び第百三十九条の二の規定 から第百三十四条まで、第百三十七条、 九十四条、第九十六条から第百条まで、第百 条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第 百二十五条まで、第百二十八条、第百三十条 二十条、第百二十一条、第百二十三条から第 で、第七十七条から第八十条まで、第八十二 第六十八条、第七十一条から第七十三条ま 、 日 第 本 百

附 九号) 抄 (平成一九年七月六日法律第一〇

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日まで める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 の間において政令で定める日から施行する。た

改正規定、附則第六十四条中特別会計に関す八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の び第七十五条の規定 公布の日 九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及 二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百 る法律(平成十九年法律第二十三号)附則第 並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中 条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十 附則第三条から第六条まで、第八条、第九

号) 附 (平成一九年七月六日法律第一一

施行期日)

第 一条 この法律は、公布の日から施行する。 附則 (平成二〇年四月一六日法律第

(施行期日) 三号)

1

2 この法律の施行の日が平成二十年四月一日 における同条の規定の適用については、同条第すべきばい煙発生施設等設置者の平成二十年度 条第一項の規定により汚染負荷量賦課金を納付 の公害健康被害の補償等に関する法律第五十五 となる場合においては、この法律による改正後 (経過措置) この法律は、 項中「各年度ごとに、汚染負荷量賦課金」と 公布の日から施行する。

> される第一項」とする。 健康被害の補償等に関する法律の一部を改正す と、同条第三項中「第一項」とあるのは「公害 行の日の前日までの日数を加えた日数以内」 改正する法律(平成二十年法律第十三号)の施 る法律附則第二項の規定により読み替えて適用

四号) 附 則 抄 (平成二五年六月一四日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十 五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森正規定に限る。)、第二十二条(民生委員法第四条の改 に第十八条の規定 平成二十六年四月一日一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並び 条、第十四条(地方公務員等共済組合法 法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に 正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条 第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六 部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び 立に伴う措置 (第五十九条―第六十七条)」 定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設 第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規 五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、 の二の次に二条を加える改正規定中第百四十 和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条 第四条、第六条第二項及び第三項、第十三 二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、 六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十 章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第 十七条の二―第六十七条の七)/」に改める 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六 第六章の二 特定地方独立行政法人から一般 立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)/ 五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十 移行型地方独立行政法人の設 (昭

(罰則に関する経過措置)

あるのは「汚染負荷量賦課金」と、「その年度」

内」とあるのは「四十五日にその年度の初日か とあるのは「平成二十年度」と、「四十五日以 ら公害健康被害の補償等に関する法律の一部を 第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 にあっては、当該規定)の施行前にした行為に

取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるものの

に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え 規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。) により異議申立てが提起 対する罰則の適用については、なお従前の例に

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほ 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す る経過措置を含む。) は、政令で定める。 か、この

号) 附則 抄 (平成二六年五月三〇日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から (施行期日) 附則 九号) 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

第一条 この法律は、

六年法律第六十八号)の施行の日から施行す

行政不服審査法(平成二十

附

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 に係るものについては、この附則に特別の定め にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法 ついての不服申立てであってこの法律の施行前 (経過措置の原則)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 いこととされる事項であって、当該不服申立て 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その (訴訟に関する経過措置)

3 施行前に提起されたものについては、 の例による。 他の行為の取消しの訴えであって、この法律の 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その なお従前

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 なお従前の例による。 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 める。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、 附則第五条から前条までに定めるものの 政令で定

号 則 (平成二九年六月二日法律第四五

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す 第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 この法律は、民法改正法の施行の日から施行

附 号) 則 (平成三〇年三月三一日法律第

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (令和三年六月一一日法律第六六

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 から五まで 略

条中国家公務員共済組合法第百十四条の二第 及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三 私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項 九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中 条中国民健康保険法第百十三条の三第二項及 医療の確保に関する法律第百六十五条の二第 十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の 員保険法第百五十三条の十第二項及び第百五 及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船 び第百十三条の四の改正規定、第八条の規定 十五条中地方公務員等共済組合法第百四十四 (第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに第 一項及び第百十四条の三の改正規定、附則第 一項及び第百六十五条の三の改正規定、第六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項

2

(前条の規定によりなお従前の例によることと

この法律の規定による改正前の法律の規定

る日 条及び第三十条の規定 公布の日から起算し の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四 条の三十三第二項及び第百四十四条の三十四 て三年を超えない範囲内において政令で定め

則 (令和四年六月一七日法律第六八

| 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当|1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 第五百九条の規定 公布の日

号附

(施行期日)